

最良執行方針

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(略)</p> <p>【用語の定義】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PTS (Proprietary Trading System) <p>金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社ではジャパンネクスト証券（以下「ジャパンネクスト社」と言います）、<u>大阪デジタルエクスチェンジ</u>（以下「ODX社」と言います）、<u>Japan Alternative Market</u>（以下「JAX社」と言います）が運営する市場に取次ぎます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) SOR 対象銘柄、比較対象市場等</p> <p>SOR を利用可能な銘柄は、2. (1) の通りです。</p> <p>SORにおいて価格を比較する取次ぎ先市場等は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> モルガン・スタンレー社が運営する MS プール ジャパンネクスト社の J-Market 市場、<u>X-Market 市場</u>（J-Market、X-Market） <u>ODX 社の ODX 株式 PTS 市場</u>（ODX PTS） <u>JAX 社の JAX 市場</u>（JAX PTS） ジャパンネクスト社の J-Market 市場（ジャパンネクスト PTS） 東京証券取引所の立会内取引 	<p>(略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(略)</p> <p>【用語の定義】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PTS (Proprietary Trading System) <p>金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社ではジャパンネクスト証券（以下「ジャパンネクスト社」と言います）が運営する市場に取次ぎます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) SOR 対象銘柄、比較対象市場等</p> <p>SOR を利用可能な銘柄は、2. (1) の通りです。</p> <p>SORにおいて価格を比較する取次ぎ先市場等は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> モルガン・スタンレー社が運営する MS プール ジャパンネクスト社の J-Market 市場（ジャパンネクスト PTS） 東京証券取引所（立会内取引） 	回送先 PTS 追加に伴う修正

新文書	旧文書	備考
<p>(3) SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</p> <p>即時約定可能な注文について、お客様毎の設定やご指示に基づき、MS SOR では、SOR 対象市場等となる取引所金融商品市場等のうち気配情報を発信する市場等（東証及び <u>J-Market</u>, <u>X-Market</u>, <u>ODX PTS</u>, <u>JAX PTS</u>）の同一時点における気配情報を包括的に取得する様に設計されています。東証の最良気配値と同一又はより優位な価格の MS プールの気配を確認し、東証が定める制限値幅内において、その時点における東証の最良買い気配及び最良売り気配と同一又はより有利な価格の範囲内で、IOC 注文を複数の取引所金融商品市場等に発注します。MS SOR は価格を主な要因として、どの取引所金融商品市場等に発注するかを決定します。なお、最良気配が複数の取引所金融商品市場に存在する場合、原則として、MS プール、東証、<u>JAX PTS</u>, <u>X-Market</u>, <u>J-Market</u>, <u>ODX PTS</u> の優先順位で発注しますが、流動性、呼び値、手数料等の市場環境の変化等で変わる可能性があります。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</p> <p>即時約定可能な注文について、お客様毎の設定やご指示に基づき、MS SOR では、SOR 対象市場等となる取引所金融商品市場等のうち気配情報を発信する市場等（東証及び <u>ジャパンネット PTS</u>）の同一時点における気配情報を包括的に取得する様に設計されています。東証の最良気配値と同一又はより優位な価格の MS プールの気配を確認し、東証が定める制限値幅内において、その時点における東証の最良買い気配及び最良売り気配と同一又はより有利な価格の範囲内で、IOC 注文を複数の取引所金融商品市場等に発注します。MS SOR は価格を主な要因として、どの取引所金融商品市場等に発注するかを決定します。なお、最良気配が複数の取引所金融商品市場に存在する場合、原則として、MS プール、東証、<u>ジャパンネット PTS</u> の優先順位で発注しますが、流動性、呼び値、手数料等の市場環境の変化等で変わる可能性があります。</p> <p>※信用取引の SOR 注文は、MS プールへの取次は行われません</p> <p>(略)</p>	回送先 PTS 追加に伴う修正

新文書	旧文書	備考
<p>(5) SOR 非対象銘柄</p> <p>株式会社 QUICK が指定する主要市場が東証でない銘柄は、SOR の対象とはなりません。SOR 非対象銘柄について、以下のとおり注文を執行します。</p> <p>上場している取引所金融商品市場が 1箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場に執行します。また、複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、株式会社 QUICK の情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行します。</p>	<p>(5) SOR 非対象銘柄</p> <p>株式会社 QUICK が指定する主要市場が東証でない銘柄は、SOR の対象とはなりません。SOR 非対象銘柄について、以下のとおり注文を執行します。</p> <p>上場している取引所金融商品市場が 1箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場に執行します。また、複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、株式会社 QUICK の情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行します。</p> <p><u>なお、信用ロボアド（信用取引投資助言サービス）では SOR 取引を導入しておりません。信用ロボアド（信用取引投資助言サービス）にて取引を行う場合は、SOR 非対象銘柄と同様の方法により注文を執行いたします。</u></p>	信用ロボアドサービス終了に伴う修正
(略)	(略)	
3. 当該方法を選択する理由	3. 当該方法を選択する理由	
(略)	(略)	

新文書	旧文書	備考
<p>(2) SOR 対象市場等の優先順位付けの理由</p> <p>モルガン・スタンレー社が提供するダークプールである MS プールは、アンチ・ゲーミング対策（注：ダークプールにおいて小口注文等を発注し、大口注文の動向をいち早く探った上で、機動的に収益機会を探る投資行動に対する抑制策、例えば、受付する注文形態を制限したり、IOC 注文を MS プールの参加者から受けない、また Indications of Interest（取引意図の表示）を発信しない等の対策を意味します）が採られていることから、MS プールへ注文の回送を優先することは、以下の「SOR 対象市場等の選択の方法及び優先順位の選択理由」に記載の理由から、お客様にとって優位な注文執行の実現に資するものと考えています。また、MS プールで対当しない注文に関しては、東証の最良気配値と同一又はより優位な価格での気配が存在することを考慮すると、東証が定める制限値幅において、MS SOR が、東証に加えて、<u>J-Market</u>、<u>X-Market</u>、<u>ODX PTS</u>、<u>JAX PTS</u> にアクセスし複数の取引所金融商品市場の気配を比較することは合理的であると考えられます。なお、当社は <u>JAX 社に出资しておりますが、JAX 社は当社のグループ会社には該当いたしません。また、ジャパンネクスト社、ODX 社と戦略的な資本関係を有しております。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（2026 年 2 月）</u></p>	<p>(2) SOR 対象市場等の優先順位付けの理由</p> <p>モルガン・スタンレー社が提供するダークプールである MS プールは、アンチ・ゲーミング対策（注：ダークプールにおいて小口注文等を発注し、大口注文の動向をいち早く探った上で、機動的に収益機会を探る投資行動に対する抑制策、例えば、受付する注文形態を制限したり、IOC 注文を MS プールの参加者から受けない、また Indications of Interest（取引意図の表示）を発信しない等の対策を意味します）が採られていることから、MS プールへ注文の回送を優先することは、以下の「SOR 対象市場等の選択の方法及び優先順位の選択理由」に記載の理由から、お客様にとって優位な注文執行の実現に資するものと考えています。また、MS プールで対当しない注文に関しては、東証の最良気配値と同一又はより優位な価格での気配が存在することを考慮すると、東証が定める制限値幅において、MS SOR が、東証に加えて<u>ジャパンネクスト PTS</u> にアクセスし複数の取引所金融商品市場の気配を比較することは合理的であると考えられます。なお、当社は<u>ジャパンネクスト PTS</u> と戦略的な資本関係を有しておりません。</p> <p>（略）</p> <p>（2025 年 9 月）</p>	<p>回送先 PTS 追加に伴う修正</p> <p>改訂日の修正</p>

SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引約款

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第3条 (用語の意義)</p> <p>(略)</p> <p>③ PTS 認可業者</p> <p>私設取引システムの運営業者であるジャパンネクスト証券株式会社、 <u>大阪デジタルエクスチェンジ株式会社、Japan Alternative Market 株</u> <u>式会社を総称して</u> PTS 認可業者と記載します</p> <p>(略)</p> <p>以上</p> <p>(2019年 8月)</p> <p>(2019年12月)</p> <p>(2020年 4月)</p> <p>(2022年 3月)</p> <p>(2023年11月)</p> <p>(2025年 2月)</p> <p>(2025年 3月)</p> <p>(2025年 9月)</p> <p>(2025年 11月)</p> <p><u>(2026年 2月)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第3条 (用語の意義)</p> <p>(略)</p> <p>③ PTS 認可業者</p> <p>私設取引システムの運営業者であるジャパンネクスト証券株式会社を PTS 認可業者と記載します</p> <p>(略)</p> <p>以上</p> <p>(2019年 8月)</p> <p>(2019年12月)</p> <p>(2020年 4月)</p> <p>(2022年 3月)</p> <p>(2023年11月)</p> <p>(2025年 2月)</p> <p>(2025年 3月)</p> <p>(2025年 9月)</p> <p>(2025年 11月)</p>	<p>回送先 PTS 追加に 伴う修正</p> <p>改訂日の追記</p>

SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引説明書

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>1. SOR の概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社が提供するモルガン・スタンレー社の SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第 2 条第 3 項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> モルガン・スタンレー社が運営するダークプール（以下「MS プール」といいます。）を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT) ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）<u>大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX 社」といいます。）</u>、<u>Japan Alternative Market 株式会社（以下「JAX 社」といいます。）</u>が運営する私設取引システム 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の立会市場 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1. SOR の概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 当社が提供するモルガン・スタンレー社の SOR システムは、お客様が発注時に SOR を選択した注文を最良執行方針(第 2 条第 3 項)に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。</p> <ul style="list-style-type: none"> モルガン・スタンレー社が運営するダークプール（以下「MS プール」といいます。）を経由して接続する立会外取引システム (ToSTNeT) ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システム 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の立会市場 <p>(略)</p>	回送先 PTS 追加に伴う修正

新文書	旧文書	備考
<p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムのことをいいます。ジャパンネクスト社、<u>ODX社</u>、<u>JAX社</u>が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。（以下当社から SOR 経由で取引可能な PTS を運営する業者を総称して「PTS 認可業者」といいます。）お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのはジャパンネクスト社の「J-Market 市場」、「<u>X-Market 市場</u>」、<u>ODX社</u>の「<u>PTS 市場</u>」、<u>JAX社</u>の「<u>JAX 市場</u>」です。（以下当社から SOR 経由で取引可能な PTS を総称して、「PTS 市場」といいます。）PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号亦及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>（略）</p> <p>（12）価格情報の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> PTS の価格情報は日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社、<u>ODX社</u>、<u>JAX社</u>の気配情報及び約定情報は所定の时限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ上で公表されます。 SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東京証券取引所で約定したものは通常の東京証券取引所約定として、MS プールで成立したものは立会外取引システム（ToSTNet）での約定として公表されます。 <p>（略）</p>	<p>(6) 私設取引システムは一般的に PTS (Proprietary Trading System) といわれ、金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムのことをいいます。ジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。（以下当社から SOR 経由で取引可能な PTS を運営する業者を総称して「PTS 認可業者」といいます。）お客様が当社の SOR を通じて取引いただけるのはジャパンネクスト社の「J-Market 市場」（以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。）です。（以下当社から SOR 経由で取引可能な PTS を総称して、「PTS 市場」といいます。）PTS 市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号亦及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>（略）</p> <p>（12）価格情報の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> PTS の価格情報は日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の时限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ上で公表されます。 SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東京証券取引所で約定したものは通常の東京証券取引所約定として、MS プールで成立したものは立会外取引システム（ToSTNet）での約定として公表されます。 <p>（略）</p>	<p>回送先 PTS 追加に伴う修正</p> <p>回送先 PTS 追加に伴う修正</p>
		以上

新文書	旧文書	備考
(2019年 8月)	(2019年 8月)	改訂日の追記
(2019年12月)	(2019年12月)	
(2020年 4月)	(2020年 4月)	
(2020年 6月)	(2020年 6月)	
(2022年 3月)	(2022年 3月)	
(2023年11月)	(2023年11月)	
(2024年12月)	(2024年12月)	
(2025年 2月)	(2025年 2月)	
(2025年 3月)	(2025年 3月)	
(2025年 9月)	(2025年 9月)	
<u>(2026年 2月)</u>		